

日本顎顔面補綴学会認定言語聴覚士制度規則

(平成22年6月17日制 定)

(平成23年6月2日一部改定)

(平成27年6月18日一部改定)

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、顎顔面補綴学の専門的知識及び臨床技能を有する言語聴覚士を養成することにより、医療水準の向上を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために日本顎顔面補綴学会（以下「学会」という）は、顎顔面補綴認定言語聴覚士（以下「認定言語聴覚士」という）の制度を設け、認定言語聴覚士制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 認定言語聴覚士は、顎顔面補綴学領域における言語・聴覚障害に対する機能回復や障害の軽減を図るための高い医療技術を修得するとともに、歯科医師または医師等と相談し適切な対応がとれるように研鑽する。

第2章 認定言語聴覚士の条件

- 第4条 認定言語聴覚士は、次の各号をすべて満たさなければならない。
- (1) 学会会員であり、会費完納であること。
 - (2) 学会学術大会に出席すること。
 - (3) 顎顔面補綴学に関連する研究活動に参加し発表を行うこと。
 - (4) 顎顔面補綴学に関連する領域の患者の診療にたずさわること。
- 第5条 前述に拘わらず、学会が特別に認めた場合には認定言語聴覚士になることができる。

第3章 認定言語聴覚士申請者の資格

- 第6条 認定言語聴覚士の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。
- (1) 日本国言語聴覚士の免許を有すること。
 - (2) 認定言語聴覚士申請時において、3年以上連続した学会の会員歴を有すること。
 - (3) 第4条の認定言語聴覚士の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 認定言語聴覚士の申請

- 第7条 認定言語聴覚士の資格を取得しようとするものは、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。
- 第8条 認定言語聴覚士申請者は、別に定める申請書類を認定手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第5章 認定審議会

- 第9条 認定言語聴覚士としての適否を審査するために、認定審議会（以下「審議会」という）を設置する。
- 第10条 審議会は10名以内の委員で構成する。
2. 委員は認定医および認定言語聴覚士の中から理事長が推薦し、理事会の議を経て評議委員会の承認を受ける。
 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 4. 委員会には委員長、副委員長を各1名置く。
- 第11条 審議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。
 3. 審議会は、必要に応じ開催する。

第6章 認定言語聴覚士登録

- 第12条 審議会の審査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。
- 第13条 学会は前項に基づき認定言語聴覚士登録を行い、合格者に認定証を交付するとともに、学会雑誌及び学会総会において報告する。

第7章 資格の更新

第14条 認定言語聴覚士は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第15条 認定言語聴覚士の資格の更新に当たっては、5年にわたる認定期間の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第16条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第8章 資格の消失

第17条 認定言語聴覚士は、次の各号の条件を欠いたとき、審議会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 言語聴覚士の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定言語聴覚士資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 認定審議会が認定言語聴覚士として不適当と認めたとき。

第18条 認定言語聴覚士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定言語聴覚士の資格を申請することができる。

第9章 補 則

第19条 審議会の決定内容に異議のある者は、理事長に申し立てることができる。

第20条 この規則の改訂については、理事会の承認を必要とする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

この規則は、平成23年6月2日から施行する。

この規則は、平成27年6月18日から施行する。

規則施行にともなう暫定処置

第1条 本学会の会員歴が通算3年以上であって、本学会の学術大会または機関誌に顎顔面補綴学に関する発表を行った者は、申請により審議会を経て認定言語聴覚士となることができる。

第2条 暫定処置期間中の審議会は、理事がこれにあたる。

第3条 暫定処置の期間は、本制度発足により3年間（平成22年7月1日より平成25年6月30日まで）とする。

第4条 暫定処置期間中の申請締切は年2回（6月30日・12月31日）とする。

日本顎顔面補綴学会認定言語聴覚士制度施行細則

(平成22年6月18日制 定)

(平成27年6月18日一部改定)

(平成29年6月28日一部改定)

- 第1条 日本顎顔面補綴学会認定言語聴覚士制度規則（以下「規則」という）に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第2条 規則第4条に基づく認定言語聴覚士の基本的条件としては、次の1号および2から3号いずれか一つを満たすものとする。
- (1) 日本顎顔面補綴学会（以下「学会」という）が主催する学術大会等への出席……申請前年から3年間で2回以上
 - (2) 本学会での発表……1回以上（共同可）
 - (3) 本学会誌での論文発表……1編以上（共著可）
- 第3条 規則第5条に規定する認定言語聴覚士とは、本学会に永年顕著に貢献した会員で、理事会の承認を得たものでなければならない。
- 第4条 規則第2条を満たし認定言語聴覚士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定言語聴覚士申請書を添えて3月末日（消印有効）までに学会に提出しなければならない。
- (1) 認定言語聴覚士申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 言語聴覚士免許証の写し
 - (4) 学会会員歴証明書（様式3）
 - (5) 学術大会出席証明書（様式4）
 - (6) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類（様式5）
 - (7) ケースプレゼンテーション申請書（様式6）
 - (8) ケースプレゼンテーションの症例記録（様式7）（様式8）
- 第5条 ケースプレゼンテーションは、3年以上経過観察を行なった顎顔面補綴に関する症例で、申請を行った年の学術大会にて2症例を発表し認定審議会の審査を受けなければならない。
- 第6条 ケースプレゼンテーションに合格し、認定言語聴覚士資格を認められた者は登録料を添えて認定言語聴覚士登録申請書（様式9）を9月末日（消印有効）までに提出しなければならない。
- 第7条 規則第8条、第12条、第16条に定める手数料は次の各号に定める。
- (1) 認定申請料1万円
 - (2) 登録料1万円
 - (3) 更新手数料1万円
- 第8条 前条に定める認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第9条 認定言語聴覚士の資格の更新に当たっては、5年間に次の各号における単位から合計10単位以上満たさなければならない。
- (1) 本学術大会等への出席……1回2単位（最低1回以上必須）
 - (2) 本学会での発表……1回3単位（共同可）
 - (3) 本学会誌での論文発表……1編5単位（共著可）
 - (4) 本教育研修会への出席……1回2単位（最低1回以上必須）
- 第10条 認定言語聴覚士の資格を更新しようとする者は、認定言語聴覚士更新申請書（様式10）、学会学術大会出席記録（様式11）、顎顔面補綴学に関する発表記録（様式12）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定審議委員会における審議の後、更新の認定を受けた者は、認定言語聴覚士更新登録申請書（様式13）を学会に提出しなければならない。認定言語聴覚士更新の申請は、認定言語聴覚士失効期日の6ヶ月前から2ヶ月前までとする。
- 第11条 海外留学等の理由で更新単位取得が困難な場合は、更新保留届け（様式14）を認定審議会に提出し、承認されれば保留が可能となる。次回更新までの5年間に保留期間は含まれるものとする。

第12条 認定言語聴覚士として60歳を迎えたものは、全員終身認定言語聴覚士に移行することとし、以降更新の必要はなく、更新料は発生しない。ただし認定期間は退会までとし、退会とともに資格を失う。

第13条 この細則の改定については、認定審議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第14条 補足 ケースプレゼンテーション形式

1. ケースプレゼンテーションは、本学会学術大会にて2症例を10分にて口演発表。
2. 質疑は、座長に一任される。
3. 発表の形式は、学術大会の都合によって変更されることがある。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から施行する。

この細則は、平成27年6月18日から施行する。

この細則は、平成29年6月28日から施行する。